

## 選挙人名簿の閲覧の申出者 殿

### 選挙人名簿の閲覧で取得した閲覧事項の取扱いについての留意事項

選挙人名簿の閲覧で取得した閲覧事項の取扱いについては、公職選挙法第 28 条の 2 第 12 項又は第 28 条の 3 第 7 項の規定に基づき、申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、法人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項取扱者（以下「閲覧者等」という。）による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。必要な措置の具体的な基準はありませんが、特に電磁的記録データについてより漏えいを防止するため一般的な例として下記の事項に留意してくださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 組織的安全管理措置

個人情報の取扱いの基本的なルールを決める。

#### 2 人的安全管理措置

(ア) 閲覧者等の研修を実施すること。

(イ) 必要以上に複製しないこと。

(ウ) パソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体及び情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時のパソコン、モバイル端末のロックや電磁記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講ずること。

(エ) 閲覧者等は、業務上知り得た情報を漏らさないこと。退職等により業務を離れる場合も守秘義務を負うこと。

(オ) 電子メールで、閲覧事項データを送信しないこと。

(カ) ウェブで利用できるネットワークストレージサービス等を使用しないこと。

(キ) パソコンに対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施すること。

(ク) 端末にパスワードを記憶させて利用しないこと。

(ケ) コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合は、次の対応を行うこと。

##### ① パソコン等の端末の場合

LAN ケーブルの即時取り外しを行うこと。

##### ② モバイル端末の場合

直ちに利用を中止し、通信を行わない設定への変更を行うこと。

### 3 物理的安全管理措置

- (ア) 盗難防止のため、事務室等で利用するパソコンのワイヤーによる固定を実施すること。
- (イ) モバイル端末及び電磁的記録媒体の使用時以外は、鍵付きの引き出し等に保管すること。
- (ウ) 電磁的記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で、記録した情報を復元不可能な方法で消去すること。  
(※例えばデータ完全消去ソフト等の米国国家安全保障局が推奨する NSA 方式でデータを完全削除すること。単なる初期化のみではデータの復元が可能です。)
- (エ) 外部電磁的記録媒体については、暗号化ソフトでデータ暗号化を実施すること。

### 4 技術的安全管理措置

- (ア) 開発元のサポートが終了したソフトウェアの利用をしないこと。
- (イ) パソコンに不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、それを常駐させること。
- (ウ) 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保つこと。
- (エ) 不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。
- (オ) パソコンの電源起動時のパスワードの設定をすること。
- (カ) ルータ等の通信機器のパスワードが初期設定のままになっていないこと及び簡単なパスワードは使用しないこと。
- (キ) パソコンにファイル共有ソフト等(アップローダー、P2P 型等)をインストールしないこと。
- (ク) 取得した個人データへのアクセスは、必要最小限度の者に限定すること。
- (ケ) 選挙人名簿の閲覧で取得した選挙人名簿のデータは、鍵付きの引き出し等に保管した電子媒体で保管し、それをパソコン等で利用する際は、公衆通信回線(公衆無線 LAN 等)に接続しないこと。

令和2年2月3日

浦添市選挙管理委員会